

Ⅲ 関連施策

1. 震災に強いまちづくりの推進

(1) 災害に強い都市構造の形成

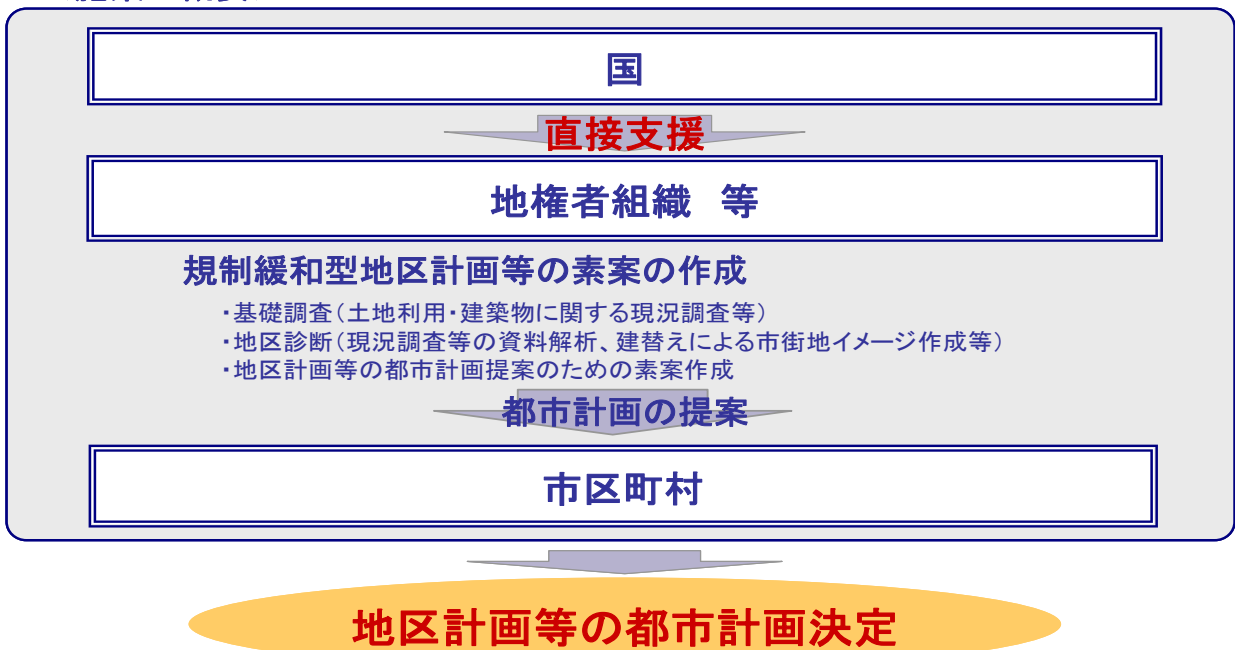
- ① 重点密集市街地における建築物の自律的な建替えの促進（密集市街地におけるまちづくり規制合理化支援事業）

【施策の概要】

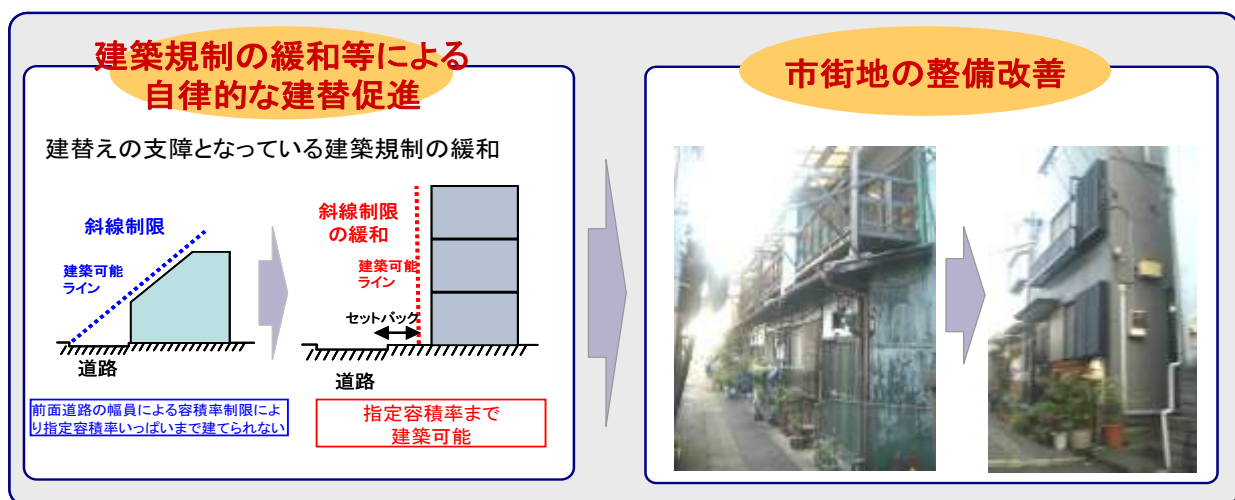
○目的・概要

重点密集市街地において、地権者組織等による都市計画の提案素案の作成を支援することにより、市町村による地区計画等の都市計画決定を促し、これにより、自律的な建替えを促進し、重点密集市街地の整備改善を図る。

<施策の概要>



<施策の効果>



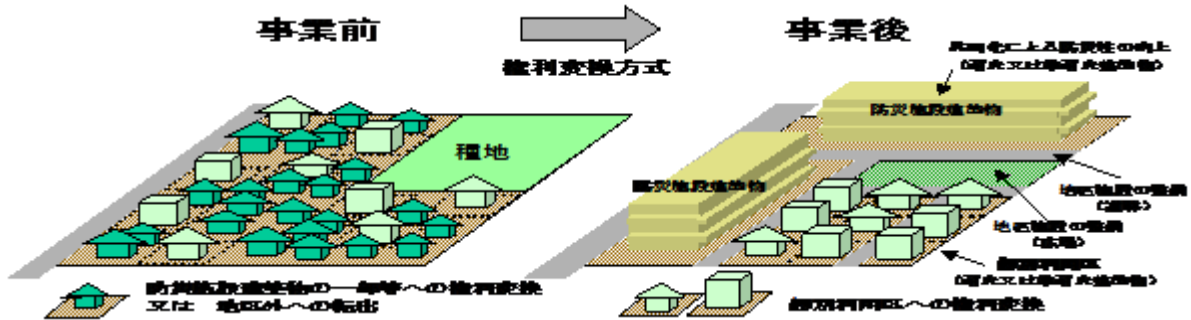
[補助率] 定額補助（補助対象限度額：1ha 当たり 500 万円、上限 2,000 万円）

② 柔軟な権利変換等による密集市街地等の防災性の強化(防災街区整備事業)

【施策の概要】

建築物への権利変換による土地・建物の共同化を基本としつつ、例外的に個別の土地への権利変換を認める柔軟かつ強力な事業手法を用いながら、老朽化した建築物を除却し、防災性能を備えた建築物及び公共施設の整備を行う。

【事業イメージ】



③ 防災上危険な密集市街地等の解消と安全な市街地の形成(土地区画整理事業)

【施策の概要】

既存市街地において土地区画整理事業を行うことにより、

○道路・公園などの公共施設を整備し、避難・延焼遮断空間を確保

○倒壊・焼失の危険性が高い老朽建築物の更新を促進し、建築物の安全性が向上

○地権者の自主的な共同建替えのため敷地条件整備を行い、地域の不燃化を促進等の防災上の効果が期待できる。

このため、防災上危険な密集市街地等における土地区画整理事業を推進する。

【密集市街地整備における土地区画整理事業の活用例】

(石原東・幸福北地区の例：大阪府門真市)

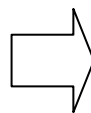
木賃アパートの建替えに合わせて、組合施行による土地区画整理事業を実施。街区の再編、敷地の整序を行い、建築条件が整備されたため、不燃化された賃貸マンションへの建替えが実現された。



老朽木造アパート



狭小な道路



耐火造のマンション



コミュニティ道路

④ 敷地の共同化及び高度利用を通じた密集市街地等の防災性の強化(市街地再開発等)

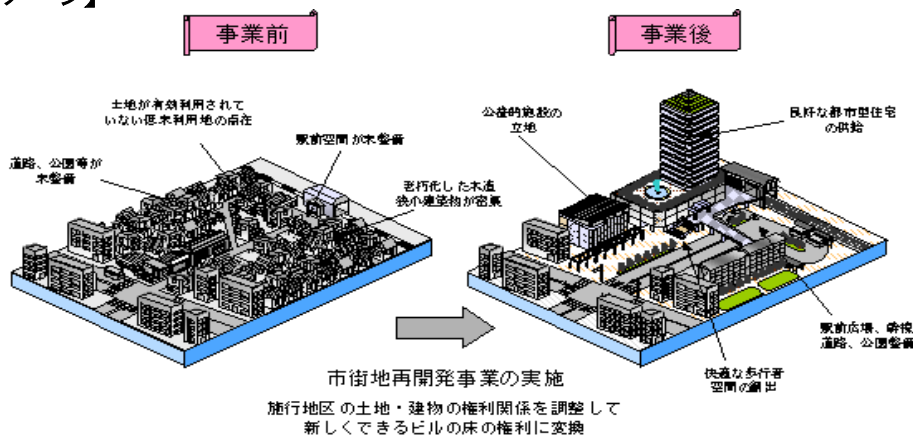
【施策の概要】

市街地再開発事業等により、防災上危険な密集市街地等における土地の整形・集約化、不燃建築物等の整備、道路・公園等の公共施設の整備を通じ、安全市街地の形成を推進する。

また、市街地再開発事業等による施設建築物の防災性の強化に関して以下の支援を行う。

- ① 備蓄倉庫及び耐震性貯水槽の整備費を交付対象とする。
- ② 一定の要件を満たす事業における特殊基礎工事（免震構造工事を含む。）に要する費用を交付対象とする。
- ③ 防災活動拠点型プロジェクトに対しては、通常の交付対象に加え、共用通行部分整備費、共用搬入施設整備費等を交付対象に追加するとともに、駐車場整備費の全額を交付対象とする。

【事業イメージ】



⑤ 地域の特性を活かした個性あふれるまちづくりの推進(都市再生整備計画事業(従来のまちづくり交付金事業))

○目的

地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする。

○交付対象事業

市町村が作成した都市再生特別措置法第46条第1項の都市再生整備計画に基づき実施される事業等で、以下のようなまちづくりに必要な幅広い施設等

- ・ 道路、公園、下水道、河川、多目的広場、修景施設、地域交流センター、土地区画整理事業、市街地再開発事業 等（防災関連のメニューとして、地域防災施設（耐震性貯水槽、備蓄倉庫、放送施設、情報通信施設、発電施設、排水再利用施設、避難空間等の地域の防災のために必要な施設）を含んでいる）
- ・ 地域優良賃貸住宅、公営住宅、住宅地区改良事業 等
- ・ 市町村の提案に基づく事業
- ・ 各種調査や社会実験等のソフト事業

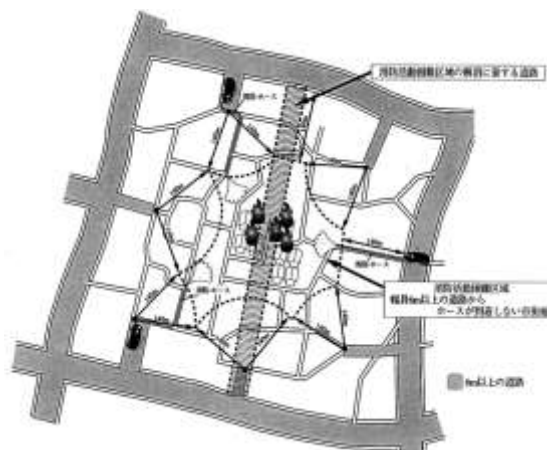
② 避難路等の整備（街路事業）

【施策の概要】

安全で安心して生活ができる市街地の形成のため、災害時に住民が歩いて安全に広域避難地等に到達できる避難路や生活物資・復旧物資の輸送路である緊急輸送道路、消防自動車の進入ができない消防活動困難区域*の解消に資する道路の整備を推進する。

*消防活動困難区域とは、消防自動車の出入りができる幅員 6m以上の道路からホースが到達する一定の距離以上離れた区域をいう。

【事業イメージ】



○防災環境軸整備事業

（都市・居住環境整備推進出資金）

都市再生を緊急に図るべき密集市街地において、都市計画道路用地及びその周辺の土地を都市再生機構が機動的に先行取得し、土地の整形・集約化をすることにより、幹線街路とその沿道区域が一体となって避難路及び延焼遮断帯として機能する防災環境軸を整備する。

(3) ライフラインの信頼性の向上

① 下水道の地震対策（下水道事業）

【施策の概要】

下水道施設が地震により被災した場合、公衆衛生問題や交通障害が発生するだけでなく、トイレが使用不可能となるなど、住民の健康や社会活動に重大な影響を及ぼす。また、下水道施設は他のライフラインと異なり、地震被災時に同等の機能を代替する手段がないにもかかわらず、重要な幹線等の耐震化率は1～2割程度に過ぎず、膨大な未耐震化施設を抱えている。このため、重要な施設の耐震化を図る「防災」、被災を想定して被害の最小化を図る「減災」を組み合わせた総合的な地震対策を推進する必要がある。

平成21年11月に下水道の被災時における機能の維持、早期回復のための取組が推進されるよう、地方公共団体がBCP（業務継続計画）を策定する際の参考となる「下水道BCP策定マニュアル（地震編）」を策定・公表した。

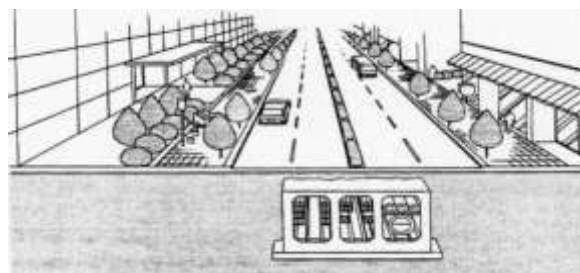
また、「下水道総合地震対策事業」により、DID地域を有する都市など地震対策に取り組む必要性が高い地域において策定された「下水道総合地震対策計画」に基づいて、下水道施設の地震対策を引き続き重点的に推進することとしている。

② 共同溝の整備（街路事業）

【施策の概要】

【事業イメージ】

災害時の電気、電話、ガス、上水道、下水道のライフラインの安全性・信頼性の向上や電柱倒壊による通行止めなど交通阻害要因を除くため、共同溝・電線共同溝の整備を推進する。



2. 水害に強いまちづくりの推進

下水道による浸水対策の推進（下水道事業）

【施策の概要】

都市部における浸水対策は、下水道の最も基本的な役割の一つであり、安全な都市形成を図る上で極めて重要な課題としてこれまでも積極的に進めてきた。しかしながら、近年の集中豪雨の多発や都市化の進展、地下街等の土地利用の高度化に伴い、都市の浸水被害ポテンシャルは増大し、依然として甚大な浸水被害が頻発している。

このため、引き続き、貯留施設等のハード整備の着実な推進と合わせて、住民自身や地域コミュニティによる災害対応（自助）と、自助を支援するために情報提供等を行うソフト対策を組み合わせた総合的な浸水対策を推進していく。

平成22年度には、浸水被害軽減対策に関する事業の統合（「下水道浸水被害軽減総合事業」）を行い、引き続き、対策の必要性が高い地区等において、重点的な対策を推進していくことにしている。また、なかなか進まない内水ハザードマップの作成や雨水浸透施設の整備に向けて、「内水ハザードマップ作成の手引き（案）」の改定（平成21年3月）や「雨水浸透施設の整備に関する手引き（案）」の策定（平成22年4月）により、支援している。

さらに、平成16年度に「特定都市河川浸水被害対策法」が施行され、都市化の著しい河川流域において特定都市河川及び特定都市河川流域が指定された場合に、河川管理者・下水道管理者及び流域内の地方公共団体が共同で「流域水害対策計画」を策定し、浸水被害の防止をより確実かつ効果的に行うこととしている。

3. 雪に強いまちづくりの推進

① 雪に強い道づくり（街路事業）

【施策の概要】

豪雪地帯の都市における冬季の都市機能の確保と居住環境の改善を図るため、積雪堆雪に配慮した体系的な都市内の道路整備を行う。

【事業イメージ】



② 雪に強い公園づくり（都市公園事業）

【施策の概要】

冬季の地震災害時や豪雪災害時の対応強化が課題となる積雪寒冷地域において、冬季においても地域住民の避難所や防災活動の拠点として機能する屋内運動施設等を備えた都市公園等の整備を推進する。

あきたスカイドーム
(県立中央公園、秋田県秋田市)



③ 下水道による積雪対策（下水道事業）

【施策の概要】

雨水渠への投雪口等の設置による消雪水路や融雪水路としての活用や、冬季においても一定の温度を保っている下水処理水の流融雪用水としての活用等により、効率的な積雪対策を実施し、積雪地域における歩行空間確保や、住民の除排雪に係る負担の軽減を図ることにより、安全・安心な地域づくりに寄与する。

【事業イメージ】

下水処理水の消融雪用水への活用

比較的高温の下水処理水を消融雪用水として有効活用するため、処理水供給施設を整備



雨水の排水路を利用した流雪水路等の整備

下水道の雨水排水路を流雪水路等として活用するため、投雪口等を整備

【流雪溝の構造】





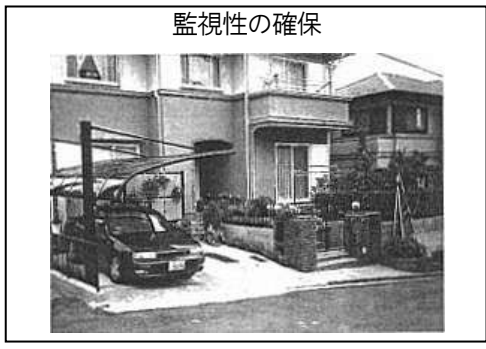
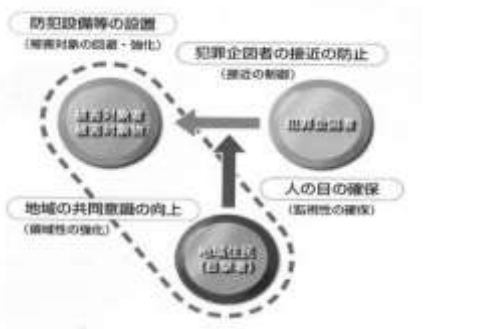
4. 日常の安全・安心の確保

①防犯まちづくり

都市内における各種の犯罪発生をまちづくりの観点から予防するため、防犯の視点を計画段階から取入れた設計の配慮やソフトな取組等を行い、より安全、安心を備えたコミュニティ形成を図ることが重要である。

「防犯に配慮した公共施設等の整備・管理に係る留意事項」を関係省庁と連携して取りまとめ、また、まちづくり交付金等により防犯カメラの設置や防犯パトロール等に対する支援を実施し、都市内における各種の犯罪発生をまちづくりの観点から予防し、防犯まちづくりを推進している。

防犯まちづくりの基本的な考え方のイメージ



② 都市公園の安全対策

都市公園においては、遊具やプール等の公園施設に起因する事故の防止に向けた取組を推進している。

特に、都市公園における遊具の安全確保については、都市公園における遊び場の安全性を一層高めるため、子どもの遊び場の特性や遊具に係る事故事例を踏まえ、公園管理者が講ずるべき安全措置について、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」として取りまとめ、平成14年3月より周知を図っている。本指針については、平成20年8月に改定を行った。

また、平成18年のふじみ野市で発生したプール事故を受け、関係省庁と連携し、平成19年3月に「プールの安全標準指針」（文部科学省、国土交通省）を策定しており、公園管理者に対する周知を図っている。

なお、公園施設の戦略的な機能保全・向上対策による安全性の確保等、都市公園における総合的な安全・安心対策事業を支援する「都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業」を平成21年度に創設し、子どもや高齢者をはじめ誰もが安全で安心して利用できる都市公園の整備を推進している。

③ 交通安全対策

連続立体交差事業等による踏切対策の推進

「開かずの踏切」等による交通渋滞や踏切事故を解消するとともに、鉄道により分断された市街地の一体化等を図るため、連続立体交差事業等により踏切除却を行う抜本対策と歩道拡幅等により安全性の向上等を図る速効対策を推進している。

④ バリアフリー

国土交通省においては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年12月施行）及び同法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針（以下、基本方針）」を踏まえたバリアフリー化が進められ、高齢者、障害者等を含めた、誰もが快適に生活できる都市環境形成のための取組を進めている。

都市公園においては、「園路・広場」や「駐車場」、「便所」等12の公園施設（特定公園施設）において、バリアフリー化基準（都市公園移動等円滑化基準）を満たすことが義務づけられている。また、基本方針に定められた都市公園におけるバリアフリー化（移動等円滑化）の目標を達成するため、都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業により、高齢者、障害者等を含め、誰もが安全・安心して利用できる公園づくりを推進する。

また、異なる交通手段の円滑なつながりによる移動の連続性の確保を図るため、街路事業や都市交通システム整備事業等により、バリアフリーに対応した駐車場等の整備を推進している。